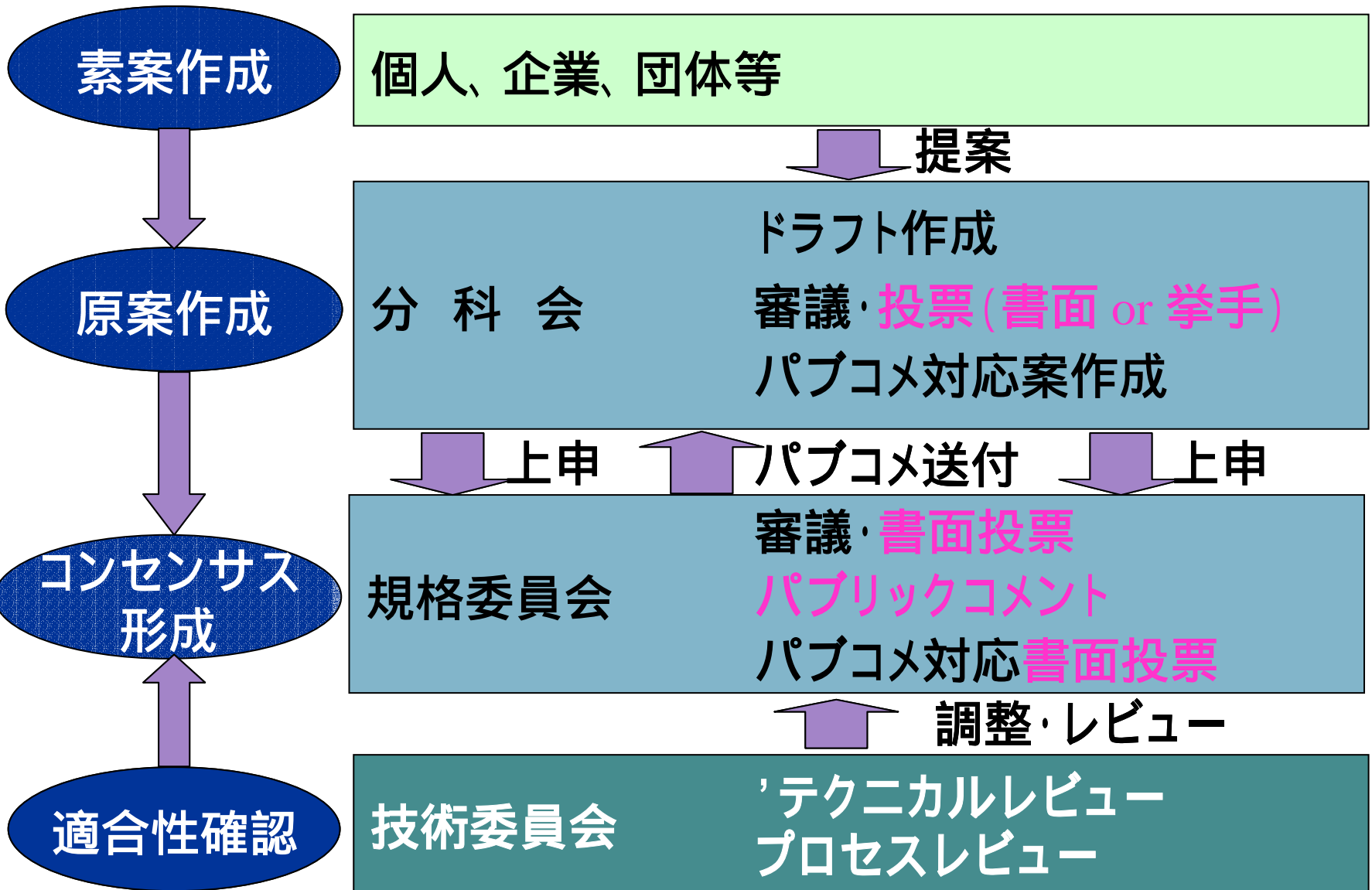


規格委員会規程について

高圧ガス保安協会
平成17年9月13日

(規格策定プロセス)



(規格委員会規程 ポイント)

◆ 委員の業種分類等 (第5条、8条)

1. 同一組織からの委員は2名以下
2. 同一業種の委員の数は、委員の数の
 $1/3$ を超えないものとする
3. 上記1.の業種分類は、各委員会が技術
基準策定手順書に定める
4. 規格委員会規程は、最低限遵守する要
求事項を規定

◆ 委員会の活動（第9条）

1. 基本方針及び技術基準策定手順書に従い、技術基準の制定、改廃を審議
2. 分科会及び解釈専門分科会の設置
3. 技術委員が行うレビューについての対応
4. 関連する海外及び国内の法令等の調査・検討
5. 他の標準化団体等との協力

◆ 委員会の開催等（第13条、14条）

1. 原則 年1回以上開催
2. 定足数 = 委員の数の過半数
3. 委員会は原則公開

◆ 委員会の決議・決議要件（第19条）

1. 規格の制定、改正又は廃止にかかる採決は、書面投票による
2. 書面投票は、委員の数の4 / 5以上の投票により成立
3. 2 / 3以上の賛成により可決
4. 意見付き反対があった場合、その解決に向けた対応を審議
5. 技術的内容の変更を行う場合、再度書面投票を実施

◆ 分科会の決議・決議要件（第20条）

1. 主査が、挙手又は書面投票による採決のいずれかを決定
2. 分科会委員の数の過半数以上の賛成により可決
3. 分科会委員他からのコメントで未解決のものがある場合、コメント及び未解決である理由を添えて、規格委員会へと上申

◆ 解釈専門分科会の

決議・決議要件（第21条）

1. 採決は書面投票による
2. 採決は**全員の賛成**により可決

◆ パブリックコメント（第22条）

1. 規格の制定、改正又は廃止に際し、規格委員会が行う
2. 実施期間（公表期間）は、1ヶ月以上2ヶ月以内
3. パブリックコメントへの対応として技術的内容の修正を行った場合、再度パブリックコメントを行う
ただし、この場合の実施期間は、15日以上

◆ レビュー等（第23条）

1. 規格の制定、改正又は廃止について、技術委員のテクニカル・プロセスレビューを受けなければならない
2. レビューにおいて、技術委員会又は技術委員から説明を求められたときは対応を要す
3. レビューで技術委員から意見があった場合、対応を審議し、技術委員に結果を連絡しなければならない

◆ 異議申し立て（第24条）

1. 何人も規格委員会、分科会又は解釈専門分科会により可決又は否決された決議について異議のある場合、委員会に対し、再考を要求できる
2. 異議申し立てに関する決議は、委員の数の2 / 3以上が賛成する決議を要す

◆ 事務局 (K H K) の責務等 (第 2 6 条)

- 1 . 個人、企業、団体等から技術基準等の制定、改正又は廃止の提案等を常時受け付ける体制を整備しなければならない
- 2 . 提案等があった場合、必要に応じて規格委員長の意見を踏まえ、委員会等へ付議しなければならない
- 3 . 提案等に対して行った決定は、提案者に報告しなければならない